

税制調査会（第28回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：令和元年9月26日（木）16時12分～16時40分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○記者

御説明をよろしく申し上げます。

## ○中里会長

本日の総会の内容について、少し丁寧に御説明申し上げます。

本日の総会では、皆様に御覧いただいたとおり、この調査会としての答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」を取りまとめました。

この答申は、平成25年に総理からいただいた諮問にお答えするものです。

答申の内容につきましては、第1部で経済社会の構造変化を整理した上で、第2部で、それらの様々な構造変化に税制がどのように対応すべきかという観点から、令和時代の税制のあり方を整理しています。

具体的には、第1部では、経済社会の構造変化を①人口減少・少子高齢化、②働き方やライフコースの多様化、③グローバル化の進展、④経済のデジタル化、⑤財政の構造的な悪化の5つに整理しています。これが、現状の認識というところです。これらの変化を受けまして、第2部では令和時代の税制のあり方として、こちらも大きく5つのテーマに分けて整理しています。

初めに、一番目の人口減少・少子高齢化への対応です。人口減少・少子高齢化のもとで、社会保障給付を賄うため、専ら勤労世代の所得に負担を求めていくことにはおのずと限界がある一方、経済のグローバル化が進展する中、企業の負担のあり方については国際競争力への影響も考慮する必要があります。こうした中、消費税は国民が幅広く負担を分かち合う税であり、所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資、生産、国際競争力、勤労意欲等への影響や、景気による税収の変動が小さい点を踏まえ、答申では、「人口減少・少子高齢化と経済のグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている」と記載しています。

次に、二番目の働き方やライフコースの多様化等への対応ですが、個人所得課税については、働き方やライフコースの違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な制度の実現が必要であり、再分配機能の適切な発揮といった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めていくことが重要であるとしています。

企業年金・個人年金等に関する税制については、働き方やライフコースの多様化が進む中、諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違い等によって有利・不利が生じない税制上の取扱いについて検討する必要があるとしています。

資産課税については、「老老相続」が増加し、若い世代への資産の移転が進みにくくなる中、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築を検

討する必要があるとしています。

次に、経済のグローバル化やデジタル化等への対応ですが、この点については、国際競争力への影響の観点から、新しい産業や事業が興りやすく、新規開業が行われやすい環境の整備に資する税制の構築が必要であることや、国際的な租税回避への対応、物理的な拠点なく事業を行う外国企業に対し市場国が適切に課税できないなど、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応が重要であるとしています。

また、連結納税制度については、税制調査会として専門家会合を設置し、力を入れて議論を行った分野でありまして、企業の経済活動が多様化・複雑化する中、グループ経営の実態を踏まえて見直すことが必要であるとしています。

次に、デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現ですが、デジタル経済の進展は、この6年間で急速に動いてきた経済社会の大きな変化であると思います。

税制調査会としては、この変化に対応した納税環境の整備についても精力的に議論を行ってまいりました。答申では、税務関係手続を大胆に見直し、ICTの活用による納税者の利便性向上や、適正・公平な課税を実現する仕組みの重要性を提示しています。

最後に五つ目ですが、持続可能な地方税財政基盤の構築です。地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要性を提示しています。

本答申を踏まえ、税制のあり方や、関連する諸制度のあるべき姿について、国民の皆様の間で幅広く建設的な議論が行われることを期待したいと思っています。

皆様には、事務局作成のものですが、この答申を要約した2枚紙をお配りしていただけますけれども、適宜、参照していただけたらと思います。

私からは以上です。

## ○記者

御説明ありがとうございます。

幹事社から二点お尋ねします。先ほど御紹介があったとおり、経済社会の構造変化、人口減少・少子高齢化、働き方の多様化という現状の中で税制のあり方についてお示しいただきましたが、多岐にわたっておりますが、会長として特に重要というか、強調したい点などがありましたら教えていただけますか。

## ○中里会長

様々な問題をこの6年間取り上げてきて、かなり丁寧に議論してきたつもりです。その目的は、個別の税制のここがこうだ、ここがこうだということももちろん重要なのですが、何よりも現状認識というのでしょうか、事実関係を的確に整理して、その中で、最後に申し上げましたけれども、そういう正しい現状認識の上で、将来への税制のあり方の選択肢というのでしょうか、メニューを提示することに力点を置いてきたわけです。その目的は何かと言ったら、これも先ほど総会の中で述べましたが、国

民の皆様それぞれにお知らせして、国民の皆様の間で議論を活発にしていきたいという考えからでして、一番重要な点は何かと聞かれたら、おそらくそれなのではないかということです。

というのは、経済社会の変化に対応した税制ということですが、経済社会は常に変化しており、経済社会の経済取引を前提に課税が行われるわけですから、経済社会が変化すれば、いつの時代においても税制がそれに対応していかなければいけないというのはある意味当然のことで、それを令和時代のものとしてここでは打ち出し、それについて国民の皆様にあるのままをお伝えして、議論をしていただきたいという気持ちです。

#### ○記者

ありがとうございます。

もう一点だけお尋ねします。概要にもありますし、今日の文章にもありますが、消費税の役割について一層重要になっているという御指摘がありました。今日の会合でも消費税の議論についてもう少し尽くしたほうがという趣旨の話もあったように思いますが、その辺のところについてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○中里会長

消費税の役割が一層重要になっているという税制調査会の現状認識が述べられているわけですが、その中にはこの10月1日から御承知のとおり制度改革があり、このことも含まれているわけで、重要だから10月1日から改正がなされるという認識です。その議論についてどうこうということに関しては委員の皆様それぞれお立場、お考えがあると思いますが、最大公約数というのか、よく分かりませんが、皆さんのお考えの集約できるところをまとめたところですので、その点を御理解いただけたらと思います。

#### ○記者

ありがとうございます。

各社さん、ありましたらお願いします。

#### ○記者

今のところなのですけれども、消費税の役割が一層重要になっているというのは基幹三税の中で、財源調達機能というところの意味合いで書かれている文言かなと読み取れたのですけれども、そうすると、やはり今後財源が足りない場合には消費税を10%よりも更に上げていくというのが第一に考える手になると思えばよろしいのでしょうか。

#### ○中里会長

そういうことでは必ずしもなくて、政府は財政健全化目標の達成に向けて、それと経済成長との両立を図りつつ、歳出・歳入両面での改革を進めていくわけです。だから、歳出を固定して、歳入のみをどうするというのではなく、歳出が増えれば歳入

も必要になってきますが、歳出の方で節約を図ればまた違った結果になるということで、政府の方針を今、申し上げましたけれども、歳出が増えることを当然の前提としてすぐ増税ということでは必ずしもない。前提としての財政健全化目標の達成という、その中での話ですので、入りと出を両方バランスよく考えて議論していただきたいという気持ちが出ているということです。10月1日のことがありますし、一定の方向性を今、打ち出すということにはなっていない。先のことはまた先に国民の議論が盛り上がった段階でいろいろ考えていくことになるのではないのでしょうか。だから、何をどうすべきかといった歳出、歳入両方の面について、具体的な点については政府や国会の場で議論していただき、国民の意見を取り上げていただいて、改正を行っていただくと、これに尽きるのではないかと思います。

#### ○記者

もちろんすぐに10%の先という話ではないと私も思っているのですが、もし何か増税で財源を確保しなければいけない状況になったときは、所得税、法人税、消費税で見た場合には、やはり消費税に期待するという意味が込められているのかなというふうにも受け取ったのですが。

#### ○中里会長

特にそういうことではないのではないのでしょうか。全ての税それぞれに役割がありますので、必ずしも消費税にしがみつくような感じとはちょっと違うと思いますが、それは今後の流れの中でおのずと決まっていくことではないのでしょうか。政治過程で政府や国会がどのような判断をなさるか、あるいはプレスの皆様がどのようなお考えを国民に対して啓蒙なさるかとか、いろいろなことがそこは関連してくると思いますけれども、もちろん消費税も所得税も法人税も全て考えた上で将来的なことは将来の時点で決めていく以外にないのではないのでしょうか。今、決めてしまって将来を拘束するというのは、政策の自由度を奪うことになりかねませんので。ただ、今は分かりませんが、いろいろ考えていくとおのずと結論は出てくるのではないかと思います。ように思っているのですが。

#### ○記者

分かりました。ありがとうございます。

#### ○記者

他にありますか。

#### ○記者

ちょっと漠然とした話なのですが、経済社会がこれだけ常に変化していると先生がおっしゃった中で、税制の見直しは今、日本では年に一度、年末に見直しをしていると思うのですが、そういった税制の改正のあり方とか、もっと機動的にやるという方法もあり得るのではないかと思いますし、あと、政府税制調査会も割と機動的に専門家委員会などを設置して議論はされてきたと思うのですが、今後またいずれ設

置されるときにどのような体制で議論をしていくべきか、その辺についてお考えがあればお聞かせください。

### ○中里会長

税制の議論をどのような組織体を使ってどのように議論していくかという、これは高度の政治的な、議会による判断ということになるのだらうと思います。それぞれの国でやり方は多少異なっております。例えばアメリカですと、両院合同のJoint Committee on Taxationというのが議会にありまして、ここでエコノミストと法律家と、そういう方々が何十人も集まっているいろいろなことを議論して、それとは別に連邦財務省で議論し、その上で連邦議会でのこのようになっていくわけですね。もちろんそれなりの問題はあってもいいかもしれませんが、それはそれでうまく機能していると思います。日本は日本で、今のこのようなやり方で今まで機能してきた、もちろん問題がないとは限りませんが、あるのかもしれませんが、それはその都度微調整というのでしょうか、それを加えながらやっていくということなのではないでしょうか。

外国に調査に行って一番意味があるのは、この国ではこうやって税制改革の議論をし、意思決定をして、それを現実に反映していくのだということが目の前で理解できることなのです。私、先々週から先週にかけてカナダに行ってまいりましたが、なかなかこれはこれで興味深い制度ができていますので、国により、過去の経緯により、文化というのか、制度により差は多少出てくる。その中で日本は日本のやり方を今、行っているということなのではないでしょうか。それがいいとか、悪いとか、私が判断できるような立場ではありませんけれども、それなりに機能しているのではないかと考えています。

### ○記者

先ほど会長のお話でもあった、一番大事なことは国民的議論を呼び起こすことだという話で、委員の中からも分かりやすさを部分を簡素にするという部分を非常に強調されていた方が何人もいらっしゃったと思います。さっきの質問にも絡むのですが、今の税制調査会のやり方だとどうしても複雑になっていく傾向があるのかなとはたから見ていると思うのですが、どうすればより簡素なものにしていけるのか、あるいはより分かりやすいものにしていけるのかというお考えがもしあればお願いします。

### ○中里会長

税制改革あるいは租税制度の構築における簡素の意味というのはなかなか難しい点があります。物すごく簡素にすると公平性が犠牲になるわけですね。逆に、公平性やその他を追求していくと、どうしてもここでは例外を設けというふうに微調整が必要になってきますから、そうするとおのずから複雑化するということですね。簡素だからスッキリしていいと言い切れないところもないわけではない。かといって複雑なことがいいとはとても思えませんから、納税者の方がそのルールを自分のものとして理解し、行動ができる、経済的な意思決定ができるように分かりやすく、しかし、納税者

の方の御判断の際に例えば税理士の先生とか、そういう専門家の判断を仰ぐことが必要な場合も出てくると思うのです。

ただ、余り余計なことは言いたくないのですが、今までの連結納税制度のように専門家が見ても、これはちょっと複雑すぎるというのは困りますので、簡素化の追求はその都度その都度やってきているつもりなのです。ただ、どの国でも複雑になってきていますので、そういうことを更に考えていく必要はあるのかもしれないね。

#### ○記者

会長に政府税制調査会の役割について伺いたいののですが、先ほどの質問でもあった消費税のところについても、例えば国民的にその議論をして、政府や国会がどのような判断をされるかということで、あくまで政府税制調査会としては論点整理などを中心に手がけて、最終的な決定については国民なり政治でという考え方もあると思えますし、一方で、専門家の方が集まられた税制のあるべき姿を考えられる会合なので、例えば基幹税である消費税も含めて聖域なく議論をすべきだという考え方もあると思うのです。今、申し上げた後者の聖域なく議論するという考え方をとられていないように私は感じるのですけれども、そのあたりはやはり国民の受益と負担との関係でいうと、そこまで政府税制調査会が立ち入って決めるべきことではないというお考えということなのでしょうか。

#### ○中里会長

これはそれぞれの委員によって様々なお考えがあるのではないかと思います。昨年でしたか、もっと税調の存在感を示すべきであるというようなお考えを承ったこともありますし、あるべき税制の姿をもっと強く表に出すべきだという御意見もありました。

ただ、財政というのは名誉革命以来ずっと議会のものなのだと思うのです。だから専門家がタッチしてはいけないとかそういうことを言っているのではなくて、専門家のすべきことはこうしろという政治運動をすることではありませんで、事実を整理し、その問題を発掘し、その問題を解決するための幾つかの方策、メニューと私は申し上げましたけれども、それを提示し、あとは国民の皆様、あるいは政治過程に御判断いただくという、これが一番合理的ではないかと思うわけです。私どもがこれがいいのだと言っても、要するに選挙で選ばれたわけでもございませんし、我々は決定権を持っているわけでもありません。それは、憲法84条にしたがって、あくまでも国会で国民の皆様の代表の政治家の先生方がお決めになるということですから、それはある意味、常識的な判断かなと思うのです。

大きなことを言った方がよろしいという考えもあり、そういう方もいらっしゃると思うのですが、それを期待されても、そのようなタイプの間人ではありませんし、存在感を示すために政府税制調査会にいるわけではないということかもしれません。私は職人ですから、個別の問題を一つ一つ丁寧に現状分析し、国民の皆様にそれを整

理してお示しする、そのことに使命感というのか、それを感じているわけでした、それではだめだというお考えもあると思うのですが、そうでないあり方もあるのかなという事は御理解いただきたいと思います。自分の考え方だけが絶対のものだとは思っていませんけれども、そこはよろしくお願いいたします。

#### ○記者

それに関連するのですけれども、中身の話はいただいたのですが、ここに書いてあるとおり、国民の間で幅広く議論が行われることを期待し、政府税制調査会自体の発進力の問題を伺いたいのですが、財政制度等審議会でも結構議論になったのですが、建議などを出しても国民の間にその内容が、そもそも余り存在を知らない方も結構いらっしゃったりして、こういった中身のあるようなものを出されても、国民の間で議論になるというところは一つ、我々も含めてですが、課題なのかなとは思いますが、会長としてこういった内容を発信するという点で課題だったり、感じたことというのはありますか。

#### ○中里会長

何を発信するかにもよるのだらうと思いますが、こうすべきだという自分たちの考えを国民の皆様には押しつけるという言葉が悪いですが、そういうことは余り、審議会のあり方としてどうか。そういう審議会もありうるのかもしれませんが、私は、それはちょっとどうかというように思っています。

おっしゃるとおり、財研（注：財務省内の記者クラブのこと）の皆様も、財研に配属されて、税制を勉強して、厳しい質問をするためには相当の勉強が必要なのではないかと思います。昨日、大学の授業が始まりましたけれども、学生から見て、何でこんな複雑なことをあれこれという気持ちは当然あるのだらうと思いますけれども、そこは専門家としては避けられないところなのではないかと思います。

国民の皆様がこの答申を読んで、すぐ中身を全部100%正確に理解するというのは難しいことなのかもしれません。しかし、できる限り分かりやすく今までやってきたことを整理して、国民の皆様にお示しするという姿勢を持つことが重要だと思っていて、それを分かりやすくお伝えいただくのは、これは皆様に大変あれですが、プレスの皆様の役割が大きいと思いますので、プレスの方との協働が重要ということなのでしょう。そのためにいろいろな御質問などがありましたら、事務局にお聞きいただき、委員の方々を取材して様々なことにお聞きすることが重要なのだと思うのです。

それから、この答申の中で租税教育の話が出てまいりました。小学校、中学校、高校、大学、それから社会人、それぞれの段階で租税についての教育や情報提供が重要ではないかと思っています。というのは、今の経済社会を力強く生き抜くためにはやはり最低限の税制の知識はどなたにも必要なのだらうと思うわけです。もちろん専門家の方のお助けをいただくこともあるのですが、全ての国民の方ができれば義務教育の課程でも、あるいは高校でも、例えば確定申告書を税務署に行ってもらってきて、

実際に書いてみるとか。日本の確定申告書は世界的に見てとても分かりやすくできています。ネットでも今、見られますからね。そういうことで、一定の知識を身につけていただく機会を提唱というのか、持っていただきたいというように考えています。

税についての基礎的な知識を持つことは、私は基本的な人権だと思っています。税金について何も知らずに生きていくということは非常に酷なことです。憲法第30条で定めている納税義務がある以上、それについての的確に、正確に理解し、もちろん人によって様々だとは思いますが、その中で税制を知って、経済活動を行っていくことは基本的な人権の一つではないかというようにさえ思っている。ちょっと強調し過ぎかもしれませんが、そういうように思っています。答申を出し、国民の皆様に分かっていただけるようにこれからも努力したいし、皆様にもその御協力をいただきたいと、自分勝手な考えではあるかもしれませんが、思っています。

#### ○記者

ほかにありますか。

なければこれで。

ありがとうございました。

#### ○中里会長

6年間、本当にどうもありがとうございました。中期答申について、分かりやすく国民の皆様にお伝えいただけたらと思います。どうかよろしく申し上げます。

[閉会]